

初期經典および部派論書にみられる

「順忍」に関する記述

宮 崎 展 昌

1. はじめに

六波羅蜜のひとつにも数えられる「忍（忍辱、忍耐、あるいは認めること、受認すること）」(Skt.: kṣānti; Pali: khanti) は、大乗仏教のみならず、仏教では伝統的に重視されてきた言葉、概念であることはいうまでもない。しかしながら、本稿で扱う「順忍（隨順忍、柔順忍）」(Skt.: anulomikakṣānti, anulomikī kṣānti; Pali: anulomikā khanti) のように、「忍」にも様々なものがあり、それら個別のものに関しては、これまで十分に調査、検討がなされてきたとは言い難い。今回取り上げる「順忍」は、これらからみていくように初期經典から部派論典、さらには大乗の經論をつうじて用いられてきた。特に大乗の經論では「無生法忍」と関連して用いられることが多いけれども、これまで個別に取り上げられて注目されることはほとんどなかった。そこで本稿では、大乗經論における「順忍」の記述について検討するための準備的なものとして、初期經典および部派論書における「順忍」に関する記述について調査、整理することを試みる。

この度、筆者が「順忍」に着目する背景のひとつとしては、すでに触れたように、大乗經論では「無生法忍」(Skt.: anutpatti Kadharma kṣānti) と関連する「順忍」の用例がしばしば見出され、「順忍」について明らかにすることで、大乗經典や菩薩思想において重要な概念、術語である「無生法忍」を解明することに寄与できればと考えるからである。大乗仏典、特に大乗經典に頻出する「無生法忍」は非常に重要な概念、術語であることは言うまでもないが、あまりに膨大、

そして広範すぎる用例のために、これまでにその調査・検討が尽くされているとは言い難く、範囲や目的をある程度限定した調査を積み重ねていくことで、その解明を着実に進めていく必要があるよう筆者には思われる。特に、今回扱う「順忍」に関しては、大乗仏典特有とされる「無生法忍」とは対照的に、初期経典以来用いられてきた言葉であり、その用法の変遷や相違などを明らかにすることで、「無生法忍」の解明に向けても新たな材料や視点を提供することができればと考える。

以下、最初に初期経典における「順忍」に関する2つの用例を確認したのち、部派論書については、南伝のパーリおよび漢訳の論書、ついで北伝のアビダルマ論書の用例について確認していく。あらかじめ断っておくと、初期経典および部派諸論書に関しては、南伝・北伝ともに優れた先行研究によって、それらの先後関係や相互関係は既にかなりの程度まで解明されており、それらにおける「順忍」の記述に関する並行関係や貸借関係についても既に指摘されている。本稿ではそれらに関しては特に新しい知見を提示することはできないけれども、それらの先行する研究成果にもとづいて初期経典および部派論書における「順忍」の記述について整理して提示し、新たに検討を加えることで、大乗經論における「順忍」の用例について調査、考察するための足がかりとしたい。

2. 初期経典における「順忍」の記述

管見の限り、現存する漢訳四阿含には「順忍」に相当する語が見出せないのでに対して、南伝上座部所伝の *An̄guttara Nikāya* 『増支部』（以下、AN と略称）では、以下の2箇所で「順忍」(anulomikā khanti) に関する用例を見いだすことができる。いずれも AN 第 VI 集における用例であり、ともに「正性決定（正定離性、正定聚）」(sammatta-niyāma) に入るための準備段階として言及される。

まず、AN 第 VI 集の第 9 品第 88 経における用例からみていく。

(A) AN VI 9:88

「比丘らよ、〔次の〕 6 種の法をそなえるものは正しい教えを聞いても、

善法において正性決定に入ることができない。6とは何かというと、如来によって教えられた法と律が説かれているときに、(1) 聞こうと欲せず、(2) 耳を傾けず、(3) 了知の心を起こさず、(4) 非義を得て、(5) 義を捨て、(6) 不隨順なる忍(ananulomikā khanti)をそなえる。実に、比丘たちよ、これら6種の法をそなえるものは正しい法を聞いても、善法において正性決定に入ることができない。

比丘らよ、〔次の〕6種の法をそなえるものは正しい教えを聞いて、善法において正性決定に入ることができる。6とは何かというと、如来によって教えられた法と律が説かれているときに、(1) 聞こうと欲し、(2) 耳を傾け、(3) 了知の心を起こし、(4) 義を得て、(5) 非義を捨て、(6) 隨順なる忍(anulomikā khanti)をそなえる。実に比丘たちよ、これら6種の法をそなえるものは正しい法を聞いて、善法において正性決定に入ることができる⁽¹⁾

(荻原〔1935-40: Vol. 20, 208-209〕参照)

ここでは正しい教え(法)が説かれた時に、その聞き手がそなえておくべき6種のあり方を提示し、それらをそなえたものは「正性決定」(sammatttaniyāma)に入ることができるとする。その6種のひとつに数えられるのが「順忍」(anulomikā khanti)をそなえることである。この6種のあり方は等価、並列的なものではなく、段階的なものにみえ、「順忍」はその後の段階に位置する。上掲(A)AN VI 9:88における記述は、後でも紹介する『大毘婆沙論』卷第五で言及される阿含もしくはそれに類する記述と相似する。一方、南伝の諸論書では、上掲の(A)AN VI 9:88にもとづく記述は確認できず、次に紹介するAN第VI集第10品第98-101経の記述をもとに展開した記述がいくつか確認できる。

次に、AN第VI集第10品第98-101経における「順忍」の用例は、「無常經」「苦經」「無我經」「涅槃經」と題される經にあらわれ、いわゆる「四法印」と関連した教説である。

(B) AN VI 10:98–101

(第98経「無常経」)「比丘らよ、實に、ある生成作用（行）を常住であるとみる、かの比丘は順忍をそなえるであろう、というこの道理は存在しない。順忍をそなえないものは正性決定に入るであろう、というこの道理は存在しない。正性決定に入らないものが、預流果あるいは一來果あるいは不還果あるいは阿羅漢であることを証するであろう、というこの道理は存在しない。」

比丘らよ、實に、あらゆる行を無常であるとみる、かの比丘は順忍をそなえるであろう、というこの道理は存在する。順忍をそなえるものは正性決定に入るであろう、というこの道理は存在する。正性決定に入っているものが、預流果あるいは一來果あるいは不還果あるいは阿羅漢であること
を証するであろう、というこの道理は存在する」

(第99経「苦経」)「比丘らよ、實に、ある生成作用（行）を安樂であるとみる、かの比丘は（以下繰り返し）あらゆる生成作用（行）を苦であるとみる〔比丘は〕（以下繰り返し）この道理は存在する」

(第100経「無我経」)「比丘らよ、實に、ある存在（法）を我であるとみる、かの比丘は（以下繰り返し）あらゆる存在（法）を非我であるとみる〔比丘は〕（以下繰り返し）この道理は存在する」

(第101経「涅槃経」)「比丘らよ、實に、涅槃を苦であるとみる、かの比丘は順忍をそなえるであろう、というこの道理は存在しない。(中略)

比丘らよ、實に、涅槃を安樂であるとみる、かの比丘は順忍をそなえる
であろう、というこの道理は存在する。順忍をそなえるものは正性決定に
に入るであろう、というこの道理は存在する。正性決定に入っているものが、
預流果あるいは一來果あるいは不還果あるいは阿羅漢であることを証する
であろう、というこの道理は存在する」⁽²⁾

(荻原 [1935-40: Vol. 20, 214-216] 参照)

ここで示されているように、「正性決定」(sammattta-niyāma) とは、預流果を

はじめとした「四向四果」 = 修道に入る直前の段階であり、そこに到達すれば、修道である四向四果へ入り、悟りへと到ることが確定することからそのように呼ばれる。さらに、上記引用部分ではその前段階として「順忍」(anulomikā khanti) を位置づけており、具体的な内容としては、いわゆる四法印—「諸行無常」「諸行皆苦」「諸法無我」「涅槃寂靜」をみると、観察すること (samanupassanta) である。ここでの教説は、先の (A) AN VI 9: 88 の用例に比べて、「順忍」の位置づけとその内容がかなり明確である。

3. 南伝部派論書における「順忍」の記述

次に南伝の部派論書での「順忍」の用例を確認する。調査の結果、次の 4 種の文献に「順忍」の用例が確認できた。

- (a) *Paṭisambhidāmagga* 『無礙解道』(以下 Ptś と略称)
- (b) *Vibhaṅga* 『分別論』(以下 Vibh と略称)
- (c) 漢訳『解脱道論』(T. No. 1648)
- (d) *Visuddhimagga* 『清淨道論』(以下 Vism と略称)

これら 4 種の文献に関しては、すでに先行研究が明らかにしているように、おおよそ上掲のとおりの順序で成立したと考えられており、相互に関連がみられる。そのことが「順忍」の用例にも反映される結果となった。

ここでは先行研究によりながら、あらかじめ上記 4 種の論書について簡単に概観しておく。まず、(a) *Paṭisambhidāmagga* 『無礙解道』は Khuddaka Nikāya 「小部」に含まれる典籍である。三蔵では「経蔵」に属するが、論書として扱われるべき文献で、最初期のパーリ論書のひとつに数えることができる。その組織や教説は後代の発達した論書に比べてやや稚拙なものとされるが、かなり具体的な教説も含み、以下に見ていく諸論書にも影響を及ぼしたとされる。⁽³⁾ 次の (b) *Vibhaṅga* 『分別論』はパーリ論藏に組み込まれた七論書のうちの 2 番目であり、ここに掲げた 4 種のなかでは上記 Ptś に次いで成立が古い文献と推

定できる。先行する Pts の影響も受けながらも、論藏所収の基礎的典籍として後続の 2 つの論書にも影響を与えている。(c) 『解脱道論』(Vimuttimagga) は典籍全体にわたるものは漢訳のかたちでしか現存しない。他のパーリ文献 3 種が大寺（マハーヴィハーラ）派の流れを汲むのに対し、同論は無畏山（アバヤギリ）派の学説を中心にまとめた文献とされる。最後の (d) Visuddhimagga 『清浄道論』は、5 世紀に活躍した大寺派の注釈者 Buddhaghosa（仏音）による著作であり、同論より 200 年から 300 年ほど先行するとみられる『解脱道論』を下敷きにして制作されたことが先行研究によって明らかにされている。同時に、Pts とも関連が深いことは既に水野 [1983] などで指摘されているところである。

以下では、平行表現や類似表現が共有される場合は、その中で成立が最も古いと考えられる文献からの用例を掲げ、当該の記述の内容および各文献における位置づけなどについて検討していく。

最初に確認する用例は、Pts 第 III 品 Paññāvagga 「慧品」のうち、第 9 節 Vipassanākathā 「觀論」におけるもので、先に確認した初期経典での 2 つ目の用例である (B) AN VI 10: 98-101 を引用したうえで、さらにそれに関して独自の解説を加える。最初期の論書のひとつとされる同書が、初期経典と論書をつなぐ中間的な位置づけにあることを如実に示した用例である。

(C) Pts, Ch. III Paññāvagga, 9. Vipassanākathā

「1. 私は次のように聞いた。あるとき世尊は舍衛城のジェータヴァナのアナータピンディカのマンゴー林にとどまっておられた。そのとき世尊は比丘らに呼びかけた。「比丘らよ」と。「尊師よ」と彼ら比丘らは同意した。世尊は次のように言った。(中略：第 4 段まで上記 (B) AN VI.10:98-101 とはほぼ同文)

5. どのような相によって順忍を得るのか？ どのような相によって正性決定に入るのか？ 40 の相によって順忍を得、40 の相によって正性決定に入る。どのような 40 の相によって順忍を得るのか？ どのような 40 の相

によって正性決定に入るのか？五蘊について (1) 無常として、(2) 苦として、(3) 病として、(4) 腫れ物として、(5) 矢として、(6) 罪として、(7) 痘として、(8) 他として、(9) 破壊として、(10) 瘸として、(11) 祸患として、(12) 怖畏として、(13) 災難として、(14) 動きとして、(15) 毀損として、(16) 不堅固として、(17) 無庇護として、(18) 無避難所として、(19) 無帰依処として、(20) 捨てられたものとして、(21) 過るるものとして、(22) 空なるものとして、(23) 無我として、(24) 過患として、(25) 変化する法として、(26) 不実なるものとして、(27) 罪根として、(28) 殺戮者として、(29) 非有として、(30) 有漏として、(31) 有為として、(32) 魔食として、(33) 生法として、(34) 老法として、(35) 病法として、(36) 死法として、(37) 憂法として、(38) 悲法として、(39) 懊法として、(40) 有染法として〔観る〕。五蘊について (1) 無常として観るものは順忍を獲得する。五蘊の滅は常であり、涅槃であると観るものは正性決定に入る。五蘊について (2) 苦として観るものは順忍を獲得する。五蘊の滅は樂であり、涅槃であると観るものは正性決定に入る。(以下略：残りの 38 相について繰り返し)

6. (中略：40 相それぞれについて、無常觀、苦觀、無我觀のいずれに分類されるかが示される) これら 40 相によって順忍を獲得し、これら 40 相によって正性決定に入る。これら 40 相によって順忍を獲得し、これら 40 相によって正性決定に入ったものにはどのような無常觀、どのような苦觀、どのような無我觀があるのか。

25 の無我觀があり、50 の無常觀があり、苦〔観〕には 125 あると言
われる」
(⁽⁴⁾ 渡邊 [1935-36: Vol. 41, 190-199] 参照)

ここでは先の (B) AN VI 10: 98-101 を引用しながら、より具体的な 40 相によって五蘊を觀察することで「順忍」が獲得され、「正性決定」に入ることが説かれている。さらに、それら 40 相の五蘊觀は無常觀、苦觀、無我觀のいずれかに分類されることを明らかにしており、「順忍」の獲得といわゆる「三宝

印」が関連づけられている。

上記引用文の Pts における位置づけについては、上掲のものは第 III 品「慧品」の「觀論」全体に及ぶものであり、同論における「觀」(vipassanā) のあり方を示すものである。また、「觀論」自体は、『無礙解道』第 III 品のなかでは、偈で要目を示す「論母」(mātrikā) の直前に置かれ、実質的に「慧品」の末尾を飾る一節である。

一方、上記引用文中の第 5 段については、Visuddhimagga 第 XX 章 Maggā-maggāññadassananavissudhiniddesa 「道非道智見清淨の解説」に並行表現が確認できる (Vism p. 611)。同章で説かれる 3 種の「觀察法」(sammasana-naya) のうち、その最初のものとして言及される。さらに 40 相それぞれについて短い解説が付される (ibid., pp. 611-612)。次に、それら 40 相について、上記で引用した Pts 第 6 段で省略した箇所同様、無常觀・苦觀・無我觀に分類する。その分類に関しては Pts のものとおおよそ一致するものの、(26)「不実なるものとして〔觀ること〕」(asārakatas) に関しては、Pts が「無我觀」とするのに対して、Vism では「無常觀」に分類されている (ibid., p. 612)。

その Vism における「順忍」の記述の位置付けに関しては、同論の第 XVIII 章から第 XXII 章までは、同論のテーマである七清淨のうち、「慧」に関する五清淨が明らかにされる箇所である。⁽⁶⁾特に、その前半部分である第 XVIII 章から第 XX 章の 3 章については、水野 [1997b: 415-416] によれば、原本には明示されていないものの、「三結」(身見・疑・戒禁取) を断つ見道位であり、それらによって初步の聖位が得られるとされる。その中の第 XX 章では、タイトルにもあるように、「正しい道と誤った道を知る智」(Maggāmaggaññā) を得ることについて、五蘊などについての正しい觀察法をはじめとして 3 種の觀察法が説かれている。

次に確認する用例は、Pts 第 I 品 Mahāvagga 「大品」の第 1 節 Nānakathā 「智論」において、第 52 項「如來がそなえる、衆生の意向と隨眠に関する智」の説明のうち、「衆生の意向 (意樂, āsaya)」に関する解説に「順忍」の用例が確

認できる。

(D) Pts, Ch. I Mahāvagga, 1. Nānakathā, 52

「衆生の意向（意樂，āsaya）とは何か？」「世間は常住である」あるいは「世間は無常である」あるいは「世間は有限である」あるいは「世間は無限である」あるいは「命は身体である」あるいは「命と身体は別である」あるいは「如來は死後に存在する」あるいは「如來は死後に存在しない」あるいは「如來は死後に存在し，かつ存在しない」あるいは「如來は死後に存在しない，存在しないのでもない」と，以上のように，有見に執著する衆生がおり，あるいは非有見に執著する〔衆生がおり〕，あるいは，それらの両極端を離れ，これを縁とする縁起の理法において順忍を獲得する〔衆生が⁽⁷⁾いる〕

（渡邊〔1935-36: Vol. 40, 204-208〕参照）

以上の引用文と類似したものが、Vibh 第 XVI 章「智分別」の最後に掲げられる「如來十力」の 6 番目，いわゆる「根上下智力」の説明の中にも類似したものが確認できる（Vibh p. 340）。いずれも「如來の智」に關係した一節で言及される。

それらの内容としては，有見・非有見の両極端を離れる中道説ならびに縁起説に關連したものとして「順忍」が言及されており，先に確認した初期經典 AN の用例 2 種とは明確な關連は見られない。

次の用例は，Vibh 第 XVI 章 Nāṇavibhaṅga「智分別」にみえるものであり，『解脫道論』および Vism にもそれぞれ一部共有されており，いずれも「智」（ñāṇa）に関する解説の中で確認できる。

(E) Vibh, Ch. XVI. Nāṇavibhaṅga

（ア：思所成・聞所成・修所成の 3 種の智より）

「そのうち「思所成の智」はどのようなものか？ ヨーガによって整えら

れた諸々の行いにおいて、あるいはヨーガによって整えられた諸技能において、あるいはヨーガによって整えられた諸々の学術において、業を自性とするもの、あるいは諦順なるもの、〔すなわち〕「色は無常である」、あるいは「受は無常である」、あるいは「想は無常である」、あるいは「行は無常である」、あるいは「識は無常である」と見る、そのような隨順なる忍・見・意欲・覺・見解・法の慮忍を他より聞かずに獲得する、これが「思所成の智」といわれる。

そのうち「聞所成の智」はどのようなものか？（中略：「思所成の智」での「ヨーガによって」以降とほぼ同文）そのような隨順なる忍・見・意欲・覺・見解・法の慮忍を他より聞いて獲得する、これが「聞所成の智」といわれる⁽⁸⁾

（佐藤〔1937-1940: Vol. 47, 26-27〕参照）

（イ：自作業智、諦隨順智、道具足智、果具足智の4種の智のうち、諦隨順智の説明）

「そのうち「諦隨順智」とはどのようなものか？「色は無常である」、あるいは「受は無常である」、あるいは「想は無常である」、あるいは「行は無常である」、あるいは「識は無常である」と見る、そのような隨順なる忍・見・意欲・覺・見解・法の慮忍—これが「諦隨順智」といわれる」⁽⁹⁾

（佐藤〔1937-1940: Vol. 47, 32〕参照）

前者の用例（ア）は、Vism 第 XIV 章 Khandha-niddesa 「蘊の解説」の冒頭におかれる「智」に関する総説の中で、同じく、思所成・聞所成・修所成の三智を説く記述が共有され、ほぼ同じ記述が確認できる（Vism p. 439）。後者の用例（イ）に関しては、『解脱道論』「分別慧品第十」のなかで、上記と同じ四種の智が説かれる箇所に類似した記述が確認できる。⁽¹⁰⁾

内容としては、上記2つの用例ともに、五蘊について無常と見ることとしており、すでに確認した用例では、初期經典の用例（B）AN VI 10: 98-101 を受けて展開した、（C）Pts「慧品・觀論」およびVism 第 XX 章の記述との類似性が窺える。

次に確認する「順忍」の用例は、管見の限り、『解脱道論』「分別諦品第十二」にのみ確認できる。同品に説かれる七智のうち、「令起怖智」及び「樂解脱智」の記述のなかにあらわれる「相似忍」が「順忍」に相当するとみられる。全般的に難解な漢訳であるが、新国訳シリーズの書き下し文および頭注などを参照して、試みに下記のような現代語訳を提示する。

(F) 『解脱道論』「分別諦品第十二」

「その坐禪人（ヨーガ行者）は以上のように現に滅を觀、滅を觀ることによって畏れる。〔五〕 蘊に因ることを畏れ、〔五〕 蘿が畏れを生み、三有・五趣・七識住・九衆生居が畏れをもたらす。彼は、悪人が刀をもつことはおそれるべきことのように、毒蛇のように、火の塊のように、そのように滅を觀ることによって畏れが生じる。蘿によって畏れ、蘿が畏れを生じさせ、三有・五趣・七識住・九衆生居について無常と思うことで、畏れの想を生じさせ、安穩によって無想を起こさせる。〔上述の事柄について〕 苦と思うことで、畏れが生じることを成し、安穩によって無生を起こさせる。
〔上述の事柄について〕 無我と思うことで、畏れの特徴とそれが生じることを成し、安穩によって無相と無生を起こさせる。〔上述の事柄について〕 過ちと不安と見、厭離すべきことと見て、相似忍（=順忍）に軟隨する。（以上でこの事柄（=起怖智）に関しては説明は終わる。）

その坐禪人（ヨーガ行者）は怖れによって修行をなして、智を起こさせ、解脱を望む智が生じる。そのものが〔五〕 蘿の特徴を怖れるならば、解脱を望む智が生じる。〔そのものが五〕 蘿が生じることを怖れるならば、解脱を望む智が生じる。三有・五趣・七識住・九衆生居のこれらを怖れるならば、解脱を望む智が生じる。火に囲まれた鳥がそこから脱出することを欲するように、盜賊に囲まれた人がそこから脱出することを望むように、まさにそのようにその坐禪人は〔五〕 蘿に因ること、〔五〕 蘿の生じること、三有・五趣・七識住・九衆生居、これらを畏れるものは解脱を望む智を起こす。〔上述の事柄について〕 無常と思うことによって畏れに因るこ

と、苦と思うことによって畏れが生じること、無我と思うことによって畏れに因って生じることで、解脱を願う智が生じる。そこで凡夫人と学人は解脱を望む智において二種の心が生じる。一つは歡喜を見て、ここにおいて現観し、ここにおいて達成して、歡喜をはっきりと示す。[もう一つは] 心に悩みを抱え、修行する上での障礙となり、達成することが難しいと見て思うようになり、行捨 (*sañkhārupekkhā) において相似忍 (=順忍) ⁽¹²⁾ に隨う。(以上でこの事柄 (=樂解脱智) に関しては説明は終わる)」

(浪花 [2001: 270-271] 参照)

ここでも無常・苦・無我のいわゆる「三法印」説と関連したものとなっており、先の Vibh 「智分別」での用例 (E) と同じく、(C) Pts 「慧品・觀論」および Vism 第 XX 章の記述との類似性、関連性がみられる。ちなみに、『解脱道論』「分別諦品」には上掲の「令起怖智」と「樂解脱智」を含め、七智が説かれるが、田中 [1987] によれば、その『解脱道論』の七智のうち、五智については Vism 第 XXI 章「行道智見清淨」での九智との間に対応がみられ、さらに五智と名称が類似するものについてはその内容も一致することが明らかにされている。

以上、南伝諸論書にあらわれる「順忍」に関する記述 4 種について順にみてきた。ここではこれまでに確認した 4 種の記述の相互関連や各典籍における位置づけなどについて簡単にまとめておく。

まず、初期経典の用例 (B) AN VI 10: 98-101 を受けて展開したことが明らかな (C) Pts 「慧品・觀論」の用例および Vism 第 XX 章の記述は、(E) Vibh 「智分別」での用例と (F) 『解脱道論』「分別諦品」の用例とあいだに類似性および関連性が窺える。それに対して、(D) Pts 「大品・智論」の用例は、他の用例とは直接的な関連性は窺えず、中道や縁起説と「順忍」が関連したものである。ただし、これに関しては (D) の記述のみが「(悟りを得た) 如來の智」についての記述であり、他の用例が「(悟りへと向かう途上の) 衆生の智」

に関するものであることが関係している可能性が考えられる。

一方、上座部の諸論書における「順忍」に関する記述の位置付けについて、明白な共通点・類似点を見いだすことは難しい。けれども、敢えて挙げるならば、いずれも「智」(ñāṇa) もしくは「慧」(paññā) に関連している箇所で言及されている点を挙げることができるだろうか。特に、(C) Pṭs 「慧品・觀論」および Vism 第 XX 章「道非道智見清浄の解説」、(F) 『解脱道論』「分別諦品第十二」の説については、戒・定・慧の三学のうち、最後の慧学に関わる部分である。さらに、Vism および『解脱道論』ではかなり修行の段階が進んだものであることは明らかであり、これは初期經典 AN での教説にもあったように、「順忍」は「正性決定」への準備段階であり、その「正性決定」は「四向四果」(修道) に入る直前の段階であることと関連しているとみることができるよう思う。

4. 北伝説一切有部のアビダルマ論書

次に北伝の説一切有部アビダルマ文献にみられる「順忍」の記述について確認する。

現存する有部アビダルマ文献では、「順忍」は「諦順忍(順諦忍)」(satyānulomikakṣanti) というかたちであらわれることが多く、四諦説と密接に関連する。これは既に先行研究で指摘されているように、説一切有部はその修道論において四諦説を重視したことを特徴としていることと関連しているとみることができる。

本節で扱う諸文献も含め、説一切有部のアビダルマ文献の成立・発展段階としては、次のように大きく 3 つの段階があったことが、櫻部 [1969] などの先行研究によって既に明らかにされている。

表 1 説一切有部論書の 3 つの発展段階

第 1 期	『集異門論』『法蘊論』
-------	-------------

第2期	(i)『施設論』(チベット語訳のみ現存)『識身論』『界身論』 (ii)『品類論』 (iii)『発智論』(以上七論を「六足発智」とも呼ぶ) (iv)『大毘婆沙論』(『発智論』への注釈を集成したもの)
第3期	『阿毘曇心論』『阿毘曇心論經』『雜阿毘曇心論』 『俱舍論』『順正理論』etc.

本節では、まず、最も発達した段階の第3期に属する文献にみられる「四善根説」における「諦順忍」の用例から確認し、時代を遡るようなかたちで、説一切有部論書における「順忍」および「諦順忍」の用例をみていく。

第3期に属する諸文献は基本的には綱要書類およびその注釈書とされるもので、第2期までのものとは組織や教説などが大きく異なり、最も整理され、発達した内容をそなえる。これらの文献においては、見道への準備段階である「順決択分」に位置付けられる、緩・頂・忍・世第一法の「四善根」が説かれ、その中の「忍善根」が「諦順忍」に相当するという記述が共有される。ここでは『雜阿毘曇心論』『賢聖品』(T. No. 1552, 28.909c18-910a12)での用例を挙げて確認する。

(G) 『雜阿毘曇心論』「賢聖品」

「その修行者はこの正しい方便によって頂善根を完成し、増進して、諦順忍を生じて、四諦に従って十六行を行じる。(中略) 忍は四諦に関して受け入れ、願い求めるけれども、緩と頂に関しては〔四諦を〕受け入れること ⁽¹³⁾ ではない。忍は不退であり、悪趣から離れ、聖者の道に近づくがゆえに「諦順忍」といい、緩と頂に関しては〔諦緩・諦頂とは〕言わない。(中略)

〔五〕蘊の無常などを観る善根に関しては緩法と名付ける。三宝の功德を観る〔善根〕を頂と名付ける。〔四〕聖諦を觀察する〔善根〕を忍法と名付ける。苦聖諦を觀て次いで聖道に進む〔善根〕を世第一法と名付ける。

そのものが緩法を得れば、もし退転すれば〔緩法を〕捨てるし、もし命が尽きてれば捨てるか、もし界地を移れば捨てる。また、無間業をなして、⁽¹⁴⁾善根を断じて、悪趣の中に生じてもこの福徳によって涅槃を得ることができる。頂法も退することに関しては同様であり、ただ、善根を断つことはない。忍は退することなく、命が尽きれば捨てるか、界地を移って捨てるかである。〔忍においては〕無間業はなさず、善根を断たず、悪趣に墮ちない。忍の大きな力ゆえに。獅子王が多くの獣を遠ざけるように、忍の力はまさに同様に、すべての悪しき心は取るに足らず、滅する。また、大王の住処のように、人とデーヴァの悪しきことを行う心は皆和らぐ」⁽¹⁵⁾

(渡邊・水野・大石 [1932: Vol. 20, 203-204] 参照)

引用した『雜阿毘曇心論』は、第3期の諸文献の中でも最も早くに成立したとみられる『阿毘曇心論』(T. No. 1550)を増補・改訂したものであり、同様の文献として『阿毘曇心論經』(T. No. 1551)もあって、それらにも対応箇所がみられる。すなわち、冒頭部分の「十六行相によって四諦を観じ、それに関する受け入れる」とする部分に関しては『阿毘曇心論』(T. 28.818b22-23)および『阿毘曇心論經』(T. 28.849b13-16)が対応する。また、第2期の『發智論』から第3期の『阿毘曇心論』の間に位置するとみられる『阿毘曇甘露味論』(T. No. 1553)でも「四善根」中の忍を「隨諦忍」とし、同じく「四諦によって十六行相を観る」とする簡潔な説が確認できる(T. 28.973a11-13)。さらに衆賢造『順正理論』卷第六十一 (T. No. 1562, 29.678c11-27) でも同様の説が確認できる。

一方、世親造『俱舍論』(*Abhidharmakośabhaṣya*)では、他の第3期の北伝アビダルマ文献同様、順決択分の「四善根」説がみられる。それらが「四諦」と関連することが明記され、「忍善根」の内容・特徴もほぼ同様であるけれども (AKBh p. 344.9 -15; T. No. 1558, 29.119b28-c5; T. No. 1559, 29.271c8-13), 管見の限り、同論には「諦順忍(順諦忍)」の語が見出せず、「忍善根」を「諦順忍」とする説も見出せない。これに関しては、次のように、衆賢造『順正理論』卷第六十二において、「経部師説」とみられるものとして、「諦順忍」を「正性決定に入

る」とこと同義として、世第一法の前にあるもの=四善根の「忍」としては捉えない見方が紹介されている。

(H) 衆賢造『順正理論』卷第六十二「弁賢聖品第六之六」

「この中に、上座(=経部師)で、百千の多くの瑜伽師と意見を異にするものがいて(中略)瑜伽師に〔次のように〕言う「四諦をもって対象をみることにおいて、まず世俗の智をもって正しく觀察し、次いで忍が生じ、慧によって觀ることを欲し求め、この忍が増進して、無間縁となってすぐには正性決定を生じ、聖道を引き起こす。光明なる相故にこの忍が現前する。後の聖道のように、四諦をもって対象をみることにおいて受け入れ、願い求め、検討して選び、觀察し、推量し、明らかにすることは、まるで軽い紗(薄綢)で隔てられた光の中に像を見るようであり、この位を「正性決定に入る」と名づける。その後に四諦において巧みに決定するゆえに動じることのない智見を「預流」と名付ける。仏が説く涅槃を「正性」と名付け、これに必ず赴き決定することを得ることができるので、先に「正性決定に入る」と名付け、その位に入ることを「諦順忍」と名付ける。この忍(=諦順忍)は世第一法の前にあるものではない。これをもって仏が五蘊を説きおわると彼はいう」

(赤沼 [1933-34: 1399] 参照)

この『順正理論』卷第六十二に示されている異説については、第2節で確認した初期經典ANにおいて「順忍」を「正性決定」あるいは修道である「四向四果」の準備段階とする説との関連が窺える。上記『順正理論』卷第六十二にみられる説が指摘するように、有部アビダルマ論書において「諦順忍」が、修道や正性決定よりさらに前の、見道への準備段階である「順決択分」に配されていることは、初期經典ANでの「順忍」の位置付け=「正性決定」あるいは修道の準備段階であることと相違することは確かめられる。また、次で確認するように『大毘婆沙論』卷第五では(A) AN VI 9:88と類似する記述が言及されるので、北伝の有部あるいはそれに近い部派とされる經量部においてもAN

にみられるものと同様の説が共有されていたと考えられる。世親は経量部（経部師）に近い立場で『俱舍論』を著したとされ、同論のなかでは「忍」を「諦順忍（順諦忍）」とはせず、「諦順忍」の言葉も用いなかったのは、上述の『順正理論』卷第六十二にあるような異説、あるいはその背景となったであろうANに見られたような初期経典の記述に類するものに従ったことによるのかもしれない。

また、上記（G）『雜阿毘曇心論』の引用文中で波線を施したように、「忍」を「不退」あるいは「不墮」「悪趣から離れる」とするような説については、別稿で検討する大乗經典にみられる「順忍」に関する記述との関連が窺えるが、同様の説が『大毘婆沙論』卷第八（T. No. 1545, 27.30b28-c16）や『俱舍論』（AKBh, pp. 347.25-348.6; T. No. 1558, 29.120b29-c10; T. No. 1559, 29.272c16-22）、『順正理論』卷第六十一（T. 29.682a22-b4）にも共有される。一方、『阿毘曇心論』および『阿毘曇心論經』には、忍を「不退」あるいは「不墮」とするような記述は管見のかぎり確認できていない。

次に、『大毘婆沙論』卷第五にみられる「順忍」説について確認する。既に周〔2009：65-66〕も指摘しているように、この用例は先に第2節で確認した初期経典での用例（A）AN VI 9:88と類似するものであり、新訳の玄奘訳では明示されていないものの、旧訳では「如増一阿含中説」とされ、『増一阿含』からの引用であることが示されている。

（I）『大毘婆沙論』卷第五

「ある別の論師が言う「もし経典のなかで明らかに説いてあつたらならば、尊者（=『發智論』の作者）はここで明らかにして〔忍について〕説くだろうけれども、忍は経のなかで明らかに説かれていない。だからここではこれ（=忍）が明らかに説かれないと」

【問】「どうして経のなかで忍が明らかにされていないと言うのか。世尊がお説きになったように「もし六法を成就した者がいれば、現法の中で必

す汚れを離れ、諸法のなかで淨き法眼を得ることができない。六法とは何か。第一は教えを聞くことを望まない。第二は教えを聞いても耳に届かない。第三は〔その教えは〕耳に届いて聽こえたとしても、〔そのものは〕⁽¹⁸⁾落ち着いて教えの真髓を奉り行うことをしない。第四は善法を悟ることなく、勤めて〔善法を〕悟ることを求めようとしない。第五は善法を悟っても、それを勤めて守ろうとしない。第六は順忍を成就しない。正しい〔六〕法は以上とは反対であることを知るべきである」忍はこの經においてすでに明らかに説かれている。尊者（=『發智論』の作者）はどうして明らかに〔忍を〕説かないのか？」

〔答〕】彼（=上記「別の論師」か）は言う「經の中では「順忍」は説かれても「順諦忍」は説かれていません。だから〔忍は經の中で〕明らかに説かれていません」

【問】「順忍と順諦忍は違いがあるのか？」

〔答〕】「〔两者の〕意味に違いはないので、先の説明（=經の中で忍は明らかに説かれていること）が正しいと知るべきである」⁽¹⁹⁾

（木村他 [1929-1934: Vol. I, 87] 参照）

先に見たように、「四善根」説は第3期以降の有部のアビダルマ論書には共に有されるものの、第2期以前ではこの『大毘婆沙論』にしか「四善根」説は現れず、おそらく「四善根」説は同論において確立されたものと推測されている。上記引用部分は『大毘婆沙論』の注釈対象である『發智論』冒頭箇所において、「四善根」のうち、「忍」をのぞいた三善根が説かれるのに、「忍」が説かれていないことについて論じた箇所に相当する。

下線部は先に確認した（A）AN VI 9:88 とは完全に一致するものではないが、大筋で類似するものであり、旧訳の「如增一阿含中説」とする記述も考慮すれば、有部所伝の『増一阿含』には（A）AN VI 9:88 と類似したものが含まれていたと考えることができる。

次に『集異門論』(T. No. 1536) および『發智論』(T. Nos. 1543, 1544) における「諦順忍」の用例を確認する。これら 2 論書は、伝統的に「六足發智」とよばれ、有部アビダルマ論書の最も古い典籍群に属し、『集異門論』は第 1 期、『發智論』は第 2 期に分類される。これまでにみてきたような「四善根」説とは関連しないけれども、いずれも「四諦説」と関係したものになっている。すなわち、有部アビダルマ論書においては、かなり早い段階から「順忍」と四諦説が結びついており、それが第 3 期のアビダルマ綱要書類にも引き継がれて、同じく四諦説と関連が強い「四善根」説へと組み込まれたものと推測できる。

まず、『集異門論』「三法品第四」(T. 26.390a1-14) に説かれる「三示導」のうち「教誠示導」にみられる「諦順忍」について確認する。

(J) 『阿毘達磨集異門足論』卷第六「三法品第四之余」

「教誠」とは、世尊がお説きになるように「比丘よ、まさに知るべし」といって、ある比丘が他のものために次のように宣説する「これが苦聖諦であるとよく知るべきである。これが苦集聖諦であり、永く断じられるべきである。これが苦滅聖諦であり、作証されるべきである。これが苦滅道聖諦に向かうことであり、修習されるべきである」これを「教誠」と名付ける。

「示導」とは、ある比丘が他のものに「これが苦聖諦であるとよく知るべきである。乃至、これが苦滅道聖諦に向かうことであり、修習されるべきである」と宣説して、もし、他のものが聞いて諦順忍を起こさず、現觀最後の世俗智を得ないならば、ただ教誠自在と言うだけで「示導」と言わない。ある比丘が他のものに「これが苦聖諦であるとよく知るべきである。乃至、これが苦滅道聖諦に向かうことであり、修習されるべきである」と宣説して、もし、他のものが聞いて諦順忍を起こし、現觀の最後の世俗智を得させることができれば、「教誠自在」と名付けて同時に「示導」と名付ける」

(渡邊 [1929: 183-184] 参照)

上記引用文中の波線を施した部分は「四諦説」であり、それを聞いて「諦順忍」を起こす、起こさないという記述になって、両者は密接に関連している。

次に『発智論』『雜蘊第一』中「思納息第八」に説かれる「増上慢」に関する記述の中に「諦順忍」の語が確認できる。

(K) 『阿毘達磨発智論』「雜蘊第一中思納息第八」

「もし「私は苦を見、これが苦である。あるいは集を見、これが集である」という増上慢を起こしたならば、これは何を原因とするか？ 答える：ある人が優れた人に親近し、正しい法を聞いて、理法にかなった思いをなす。⁽²²⁾ これによって諦順忍を得て、苦に関する現觀に近づいて、苦において認め願い、「これが苦である」と明らかにし、集に関する現觀に近づいて、集において認め願い、「これが集である」と明らかにする。(中略) もし「私は滅を見、これが滅である。あるいは道を見、これが道である」という増上慢を起こしたならば、これは何を原因とするか？ 答える：ある人が優れた人に親近し、正しい法を聞いて、理法にかなった思いをなす。⁽²³⁾ これによって諦順忍を得て、滅に関する現觀に近づいて、滅において認め願い、「これが滅である」と明らかにし、道に関する現觀に近づいて、道において認め願い、「これが道である」と明らかにする」

(櫻部・加治 [1996: Vol. I, 68-69] 参照)

上記引用中の下線を施した箇所については、通例では「親近善士、聴聞正法、如理作意、法隨法行」とする「四預流支」のうち、最後の項目である「法隨法行」が「得諦順忍」に入れ替わっている。そして、その先行する3項目が「得諦順忍」の準備段階のようにみえる。また、波線部分については分割されたかたちではあるが、「四諦説」であり、こちらも「諦順忍」と結びついている。

以上、説一切有部のアビダルマ文献における「順忍」もしくはそれに関連す

る「諦順忍（順諦忍）」の記述について確認してきたが、ここで簡単にまとめておく。

まず、『大毘婆沙論』以降に成立したと見られる「四善根」説の中の「忍善根」を「諦順忍」とする説が、第3期の綱要書類およびそれらの注釈書類である『心論』『心論経』『雑心論』『阿毘曇甘露味論』および『順正理論』卷第六十一に共通してみられる（一例として（G）『雑心論』にみられる用例を示した）。同説は四善根全体が四諦説と関連が深くなっている中で、「諦順忍」もまた、その名のとおり、四諦説と関連が深い。一方、北伝のアビダルマ文献で代表的な典籍とされる世親造『俱舍論』には「四善根」説は確認できるものの、管見の限り、「忍」を「諦順忍」とする記述は見出せず、「諦順忍」という語も用いられていない。これに関しては（H）『順正理論』卷第六十二にみえる「経部師説」とされる説と関連している可能性を指摘した。

（I）『大毘婆沙論』卷第五に引用される「順忍」に関する説は、第2節で紹介した初期經典の記述（A）AN VI 9:88と類似するものであり、同じような阿含經の教説が北伝の説一切有部やそれに近い部派でも共有されていたと考えられる。これは（H）『順正理論』卷第六十二にみられる「経部師説」を裏付けるものにもなっている。

また、有部アビダルマ論書の中では比較的成立が古い（I）『集異門論』および（J）『發智論』では上述の「四善根」説はみられず、それらとは異なる文脈で「諦順忍」に関する記述が確認できる。いずれも「四諦説」と関連し、有部においては「順忍」が四諦説と結びついて「諦順忍（順諦忍）」とされたのはかなり早い段階であったと推測できる。

5. まとめ

以上、本稿では初期經典から部派論書にいたるまで確認できる「順忍（隨順忍）」に関する記述についてみてきた。最後にこれらについて総括しておきたい。

まず、初期經典の用例として、南伝パーリ『増支部』*Aṅguttara Nikāya*にみられる2つの用例を確認した。いずれも「正性決定（正定聚、正定離性）」

(sammatta-niyāma) に入る直前の段階として「順忍」を位置付けていることが共通する。

その初期経典の用例のうち、(A) AN VI 9:88 の記述については、北伝有部アビダルマ文献の(I)『大毘婆沙論』卷第五に言及される記述と類似し、同様のものが説一切有部所伝の阿含にもあったと推測することができる。

一方、初期経典のもうひとつの用例である(B) AN VI 10:98-101 の記述に關しては、いわゆる「四法印」と関連したものとなっているが、南伝部派論書で最も初期のものとされる、(C) *Patisambhidāmagga*『無礙解道』『慧品・觀論』に引用され、それに関する注釈的な説明として、五蘊の見方の40相が提示され、それらが無常觀、苦觀、無我觀に分類される。さらに、そのPTS「慧品・觀論」の注釈的な説明部分は、*Visuddhimagga*『清淨道論』第XX章「道非道智見清淨の解説」に引用される。それらの用例との関連性、類似性がみられる「順忍」の用例が、(E) *Vibhaṅga*『分別論』「智分別」(= Vism 第XIV章ならびに『解脱道論』『分別慧品』) および(F)『解脱道論』『分別諦品』にみられる。一方、四法印や三法印とは関連せずに、縁起説や中道説と関連するかたちで「順忍」が現れる用例として、(D) PTS「大品・智論」(= Vibh 第XVI章) のものが確認できる。

上記のような南伝諸論書での「順忍」の用例すべてに共通した特徴や特性を見出すことは難しいものの、「順忍」の位置付けとしては、(C) Vism 第XX章や(F)『解脱道論』『分別諦品』の用例にあるように、初期経典 AN での用例を受けるかたちで、「順忍」は四向四果の修道の前、「正性決定」の直前として位置付けられている流れが受け継がれていることが窺える。このことは、北伝説一切有部論書の第3期の綱要書類に共通してみられる用例(G)において、見道への準備段階である順決択分の四善根のひとつ「忍」に「諦順忍(順諸忍)」をあてるることは相違し、そのことは(H)『順正理論』卷第六十二にみられる「經部師説」でも指摘されている。

一方、北伝説一切有部アビダルマ文献では、基本的に「順忍」は「諦順忍(順諦忍)」とされ、有部が修道論の要とした四諦説と「順忍」は密接に関連す

る。これは初期アビダルマ論書に分類される（J）『集異門論』および（K）『發智論』でも、四諦説と密接に関連した「順忍」の用例が確認されることから、かなり早い段階からのことであったと推測できる。さらに、第3期以降に成立した綱要書類には、「四善根」説の忍根を「諦順忍」とする説（G）が共通してみられ、それらについても四諦説と「順忍」の関連が深い。ただし、既に指摘したように、（G）の用例での「諦順忍」の位置付けは、修道より前、見道への準備段階である「順決択分」中の四善根の忍であり、初期經典やそれを受けた南伝諸論書にみられる、「順忍」を修道へ入る直前の「正性決定」の直前の段階とするものとは異なる。この点を論じた議論が（H）『順正理論』卷第六十二に確認でき、世親造『俱舍論』に「諦順忍」の語が確認できないことと関連している可能性を指摘した。

略号および使用テキスト

AKBh	<i>Abhidharmaśabhaṣya</i> , Pradhan, P. ed., Patna, 1967.
AKVy	<i>Sphuṭārtha Abhidharmaśavyākhyā</i> , Wogihara, U. ed., Tokyo, 1932-36.
AN	<i>Aṅguttara-nikāya</i> , Morris, R. ed., London, 1961-1981.
Pts	<i>Patisambhidāmagga</i> , Taylor, A. C. ed., London, 1905-1907.
T.	大正新脩大藏經
Vibh	<i>Vibhaṇga</i> , Rhys Davids ed., London, 1904.
Vism	<i>Visuddhimagga</i> , Rhys Davids ed., London, 1904.

参考文献

赤沼 智善 校注

1933-34 『阿毘達磨順正理論』（国訳一切經 昇曇部 27-30），東京：大東出版社。

荻原 雲来 訳

1935-40 『増支部經典 1-7』（南伝大藏經 17-22 下），東京：大藏出版。

小谷 信千代

2000 『法と行の思想としての仏教』，京都：文栄堂書店。

木村 泰賢・西 義雄・坂本 幸男 校注

1929-34 『阿毘達磨大毘婆沙論』（国訳一切經 昇曇部 7-17），東京：大東出

出版社.

櫻部 建

- 1969 『俱舍論の研究 界・根品』, 京都: 法藏館.
1972 「不退」について—舟橋博士と上杉氏の所論を読んで», 櫻部 [1997b: 60-65] (初出『中外日報』掲載).
1997a 「無生智と無生法忍」, 櫻部 [1997b: 54-59] (初出:『印度学佛教学』14-2掲載の英語論文, 1966年).
1997b 『増補版 仏教語の研究』, 京都: 文栄堂.

櫻部 建・上山 春平

- 1969 『存在の分析〈アビダルマ〉』(仏教の思想2), 東京: 角川書店. (文庫版 1996年発行).

櫻部 建・小谷 信千代

- 1999 『俱舍論の原典解明 賢聖品』, 京都: 法藏館.

櫻部 建・加治 洋一 校注

- 1996 『發智論』(新国訳大藏經 15; 邇曇部 1-2), 東京: 大藏出版.

佐藤 密雄 訳

- 1937-40 『分別論 1-2』(南伝大藏經 46-47), 東京: 大藏出版.

周 柔含

- 2009 『説一切有部の加行道論「順決択分」の研究』, 東京: 山喜房佛書林.

田中 教照

- 1987 「部派仏教における智の展開—パーリ仏教の修行道との関連」, 高崎直道博士還暦記念論集『インド学仏教学論集』, 東京: 春秋社, pp. 327-342.

浪花 宣明 校注

- 2001 『解脱道論』(新国訳大藏經 19; 論集部 5), 東京: 大藏出版.

馬場 紀寿

- 2008 『上座部仏教の思想形成—ブッダからブッダゴーサへ』, 東京: 春秋社.

兵藤 一夫

- 1990 「四善根について—有部に於けるもの」, 『印度学仏教学研究』38-2, pp. 871-863.

水野 弘元 訳

1937-40 『清淨道論』(南伝大蔵經 62-64), 東京: 大蔵出版.

水野弘元

1940 「パーリ聖典成立史上における『無礙解道』および『義釈』の地位」,

水野 [1997a: 3-83] (初出『仏教研究』(旧誌) 4-3, 4-5, 4-6).

1977 『南伝大蔵經目録』, 東京: 大蔵出版.

1983 「『無礙解道』について」, 水野 [1997a: 85-117] (初出『仏教研究』(新誌) 13).

1997a 『パーリ論書研究』(水野弘元著作選集 第3巻), 東京: 春秋社.

1997b 「南方上座部(パーリ仏教)論書解説」, 水野 [1997a: 85-117].

森 章司

1995 『原始佛教から阿毘達磨への仏教教理の研究』, 東京: 東京堂出版.

渡邊 照宏 訳

1935-36 『無礙解道』(南伝大蔵經 40-41), 東京: 大蔵出版.

渡邊 棟雄 校注

1929 『阿毘達磨集異門足論』(国訳一切経 毘曇部 1), 東京: 大東出版社.

渡邊 棟雄・水野 弘元・大石 秀典 校注

1932 『雜阿毘曇心論・阿毘曇心論・阿毘曇心論經』(国訳一切経 毘曇部 20-21), 東京: 大東出版社.

〈謝辞〉 本稿は2017年11月に開催された大谷大学仏教学会研究例会にて口頭発表した内容の一部にもとづくものである。その折にご質問やコメントをいただいた先生方ならびに聴衆の方々に衷心より感謝申し上げる。なお、本研究はJSPS科研費JP16K16694の助成を受けたものである。

註

- (1) “Chahi, bhikkhave, dhammehi samannāgato suṇantopi saddhammañ abhabbo niyāmam
okkamitum kusalesu dhammesu sammattam. Katamehi chahi? Tathāgatappavedite
dhammavinyaye desiyamāne na sussūsati, na sotapñ odahati, na aññā cittam upaṭṭhāpeti,
anatthañ gaṇhāti, atthan̄ riñcati, ananulomikāya khantiyā samannāgato hoti. Imehi kho,
bhikkhave, chahi dhammehi samannāgato suṇantopi saddhammañ abhabbo niyāmam
okkamitum kusalesu dhammesu sammattam.

Chahi, bhikkhave, dhammehi samannāgato suṇanto saddhammam bhabbo niyāmam
okkamitum kusalesu dhammesu sammattam. Katamehi chahi? Tathāgatappavedite

dhammavinaye desiyamāne sussūsatī, sotapñ odahati, aññā cittañ upatāhpeti, attham
gañhatī, anatthañ riñcati, **anulomikāya khantiyā** samannāgato hoti. Imehi kho, bhikkhave,
chahi dhammehi samannāgato suñhato saddhammam bhabbo niyāmano okkamitūñ kusalesu
dhammesu sammattan”ti (AN, Vol. III p. 437.8-28)

(AN, Vol. III p. 437.8-28)

- (2) (98: *Aniccassutta*) "So vata, bhikkhave, bhikkhu kañci sañkhāram niuccato samanupassanto anulomikāya khantiyā samannāgato bhavissatīti netam thānam vijjati. **Anulomikāya khantiyā** asamannāgato sammattaniyāmañ okkamissatīti netam thānam vijjati. 'Sammattaniyāmañ anokkamamāno sotāpatti phalañ vā sakadāgāmiphalañ vā anāgāmiphalañ vā arahattam vā sacchikarissatīti netam thānam vijjati.

'So vata, bhikkhave, bhikkhu sabbasaṅkhāre aniccato samanupassanto **anulomikāya khantiyā** samannāgato bhavissati' ti thānam etam vijjati. '**Anulomikāya khantiyā** samannāgato sammattaniyāmāp okkamissati' ti thānametam vijjati. '**Sammattaniyāmāp** okkamamāno sotāpatti phalam vā sakadāgāmiphalam vā anāgāmiphalam vā arahattam vā sacchikarissati ti thānam etam vijjatī "ti.

- (99: Dukkhasutta) "So vata, bhikkhave, bhikkhu kañci saññhāraṇi sukhato samanupassanto ... pe ... sabbasaññhāre dukkhato samanupassanto ... pe ... thānam etam vijjati".

- (100: *Anattasutta*) "So vata, bhikkhave, bhikkhu kañci dhammam̄ attato samanupassanto ... pe ... sabbadhamme anattato samanupassanto ... pe ... thānam etam vijjati".

- (101: *Nibbānasutta*) “So vata, bhikkhave, bhikkhu nibbānaṃ dukkhato samanupassanto anulomikāya khantiyā samannāgato bhavissati’ti netam thānam vijjati. ...

" 'So vata, bhikkhave, bhikkhu nibbānaṃ sukhato samanupassanto anulomikāya khantiyā samannāgato bhavissati' i thānametam vijjati. 'Anulomikāya khantiyā samannāgato sammattaniyāmāp okkamissati' i thānametam vijjati. 'Sammattaniyāmāp okkamamāno sotāpattiphalam vā sakadāgāmiphalam vā anāgāmiphalam vā arahattam vā sacchikarissati' ti thānametam vijjati" ti. (AN, Vol. III, pp. 441-442)

(AN, Vol. III, pp. 441-442)

- (3) 水野「1930」「1983」参照。

- (4) 1. Evam me sutam — ekam samayaṇi bhagavā sāvathiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. Tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi — “bhikkhavo”ti. “Bhadante”ti te bhikkhū bhagavato paccassosum. Bhagavā etad avoca — (以下、第4段まで上記(B) AN VI.10:98-101とほぼ同文のため省略)

5. Katihākārehi **anulomikam** **khantiṁ** paṭilabhati, katihākārehi **sammattaniyāmā** okkamati? Cattārīsāya ākārehi **anulomikam** **khantiṁ** paṭilabhati, cattārīsāya ākārehi **sammattaniyāmā** okkamati. Katamehi cattārīsāya ākārehi **anulomikam** **khantiṁ** paṭilabhati, katamehi cattārīsāya ākārehi **sammattaniyāmā** okkamati? Pañcakkhandhe aniccato dukkhato rogato gaṇḍato sallato aghato ābādhato parato palokato ītito upaddavato bhayato upasaggato calato pabhaṅguto addhuvato atāṇato aleṇato asaraṇato rittato tucchato suññato anattato ādīnavato vipariṇāmadhammato asārakato aghamūlato vadhekato vibhavato sāsavato saṅkhatato mārāmisato jātidhammato jarādhammato byādhidhammato maranadhammato sokadhammato paridevadhammato upāyāsadhammato samkilesika-

dhammato. Pañcakkhandhe aniccato passanto **anulomikāp khaṇṭip** paṭilabhati. Pañcannam khandhānaṁ nirodho niccaṁ nibbānanti passanto **sammattaniyāmaṁ** okkamatī. Pañcakkhandhe dukkhato passanto **anulomikāp khaṇṭip** paṭilabhati. Pañcannam khandhānaṁ nirodho sukham nibbānanti passanto **sammattaniyāmaṁ** okkamatī (以下、残りの38相について繰り返し)

6. (中略) Imehi cattālisāya ākārehi **anulomikāp khaṇṭip** paṭilabhati. Imehi cattālisāya ākārehi **sammattaniyāmaṁ** okkamatī. Imehi cattālisāya ākārehi **anulomikāp khaṇṭip** paṭilabhatassā, imehi cattālisāya ākārehi **sammattaniyāmaṁ** okkamatassā kati aniccānupassanā, kati dukkhānupassanā, kati anattānupassanā?

Pañcavīsatī anattānupassanā, Paññāsa aniccānupassanā;

Sataṁ pañcavīsatī ceva, Yāni dukkhe pavuccareti. (PtS, Vol. II pp. 236.1-242.30)

- (5) (C) PtS「慧品・觀論」の引用文中では省略した40相の分類の一覧表を掲げておく。

無常觀	(1) 無常, (9) 破壊, (14) 動き, (15) 毀損, (16) 不堅固, (25) 変化する法, (29) 非有, (31) 有為, (36) 死法
無我觀	(8) 他, (20) 捨てられたもの, (21) 虚なるもの, (22) 空なるもの, (23) 無我, (26) 不実なるもの
苦觀	(上記以外の 25 相)

Vism 第 XX 章では (26) 「不実なるもの」が「無常觀」に分類される。

- (6) Vism が「戒清浄・心清浄・見清浄・度疑清浄・道非道智見清浄・行道戒清浄・智見清浄」の「七清浄」によって、戒・定・慧の順に修道論を説いたものであることは、水野 [1997b] をはじめてとして、すでに諸先行研究で指摘されているとおりである。「七清浄」に関しては、Majjima Nikāya 第 24 経 Rathaviniṭa-sutta「伝車經」、およびそれへの対応經典である『中阿含』第 9 経「七車經」や『増一阿含』39.10「七車」にみられるものにもとづくものであることも既に指摘されている。
- (7) Katamo ca sattānaṁ āsayo? 'Sassato loko' ti vā, 'assassato loko' ti vā; 'antavā loko' ti vā, 'anantavā loko' ti vā; 'tam jīvam tam sarīraṁ' ti vā, 'aññām jīvam aññām sarīraṁ' ti vā; 'hoti Tathāgato param marañā' ti vā, 'na hoti Tathāgato param marañā' ti vā; 'hoti ca na hoti ca Tathāgato param marañā' ti vā, 'n' eva hoti na na hoti Tathāgatoparam marañā' ti vā. Iti bhavadiṭṭhisannissitā vā sattā honti vibhavadiṭṭhisannissitā vā, ete vā pana ubho ante anupagamma idappaccayatāpaṭṭiccasamuppannesu dhammesu **anulomikā khaṇṭi** paṭiladdhā hoti; (PtS, Vol. I, p. 123.7-17)
- (8) Tattha katamā cintāmayā paññā? Yogavihitesu vā kammāyatanesu yogavihitesu vā sippāyatanesu yogavihitesu vā vijjatṭhānesu kammassakataṁ vā saccānulomikā vā rūpam aniccan ti vā vedanā aniccan ti vā saññā anicca ti vā sañkhārā anicca ti vā viññānam aniccan ti vā, yaṁ evarūpiṇ anulomikāp khaṇṭip diṭṭhim ruciṁ mutim pekkhaṇ dhammanijjhānakhaṇṭip parato assutvā paṭilabhati: ayam vuccati cintāmayā paññā.

Tattha katamā sutamayā paññā? Yogavihitesu vā kammāyatanesu yogavihitesu vā

sippāyatanesu yogavihitesu vā vijjatthānesu kammasakataṇ vā saccānulomikarūpaṇ aniccan ti vā: vedanā aniccā ti vā: saññā aniccā ti vā: sañkhārā aniccā ti vā: viññāṇam aniccan ti vā, yaṁ evarūpiṁ **anulomikarūpaṇ khantiṇ** diṭṭhiṇ ruciṇ mutiṇ pekkhaṇ dhammanijjhānakhantiṇ parato sutvā paṭilabhati: ayam vuccati sutamayaṁ paññā.

(Vibh, pp. 324.33-325.11)

- (9) Tattha katamaṇ saccānulomikarūpaṇ nāṇam? Rūpaṇ aniccan ti vā vedanā aniccā ti vā saññā aniccā ti vā sañkhārā aniccā ti vā viññāṇam aniccan ti vā yā evarūpā **anulomikā khanti** diṭṭhi ruci muti pekkhā dhammanijjhānakhanti: idaṇ vuccati saccānulomikarūpaṇ nāṇam.
- (Vibh, p. 328.23-28)
- (10) 「若見陰或無常或苦或無我，如是相似忍，此謂隨諦相似智」（T. 32.445a22-23）
ちなみに『解脱道論』ではその直前箇所で思所成・聞所成・修所成の3種の智が説かれるが（T. 32.445a9-12），「順忍」に対応する語句は見出せない。一方，Vismの上記該当箇所の前後でも，Vibh や『解脱道論』にみられる4種の智は説かれていな。
- (11) 「三有」とは「欲界・色界・無色界」の三界を指し，「五趣」はいわゆる「六道」のうち阿修羅をのぞいた五道を指す。「七識住」（vijñānasthiti）は「識」を有する有情である天・人に関する，四種の有色有情と三種の無色有情に大別する。「有色有情」については身と想それぞれが一か異かで分類し，(1) 異身異想の人と一部の天，(2) 異身一想の梵衆天，(3) 一身異想の光音天，(4) 一身一想の遍淨天の四識住を数える。「無色有情」については，(5) 空無辯處天，(6) 識無辯處天，(7) 無所有處天の三種を数える（『集異門論』（T. No. 1536, 26.437c）など参照）。「九衆生居」（sattvāvāsa）とは上記七識住に非想非非想處天（第一有，有頂天）と無想有情を加えたものを言う（『集異門論』（T. No. 1536, 26.446b）など参照）。すなわち，「五蘊・三有・五趣・七識住・九衆生居」で現象世界全般を意味する言葉とみて差し支えないだろうか。
- (12) 「彼坐禪人如是現觀滅，以由觀滅成畏。陰因亦畏，陰生畏。三有、五趣、七識住，九衆生居成畏。彼如惡人捉刀可畏，如毒蛇，如火聚，如是以由觀滅成畏。陰因畏，陰生畏，三有、五趣、七識住、九衆生居以無常現作意令畏想，以安隱令起無想。以苦現作意成畏生，以安隱令起無生。以無我現作意成畏相及生，以安隱令起無相及無生。觀過患，觀厭離，軟隨相似忍。是其總語（令起怖智已竟）。
- 彼坐禪人以怖現修行令起智，樂解脫智生。彼陰相是怖者，樂解脫智起。陰生為怖者，樂解脫智起。三有、五趣、七識住、九衆生居、此怖者，樂解脫智起。如火所困鳥從彼樂解脫，如人為賊所困從彼樂解脫，如是彼坐禪人陰因、陰生、三有、五趣、七識住、九衆生居此畏怖者樂解脫智起。以無常現作意畏因，以苦現作意畏生，以無我現作意畏因及生，樂解脫智起。於是凡夫人及學人於樂解脫智二種引心：或觀歡喜，於是現觀，於是成通達，現觀歡喜。心成憂惱，成修行障礙，成通達難見思惟，行捨中隨相似忍。此是總語言（樂解脫智已竟）」（T. No. 1648, 32.456c11-457a3）
- (13) 「堪忍欲樂」は試みに「受け入れ，願い求める」と訳出する。『心論經』では「問曰：忍有何義？答曰：彼於四諦無常等行樂欲增長，是故名忍。是故說順諦忍，

能除四諦增上愚」とする。後に見る『発智論』でも「忍樂」という表現が見られる。AKBh p. 344.9-10 では「[忍においては] 非常に優れて真理(諦)を受認し (kṣamaṇa), 損滅することない (aparihāṇi) から [忍と言われる]」(adhimātrasatyakṣamaṇād aparihāṇitah) とする。「忍」の語義については櫻部 [1997a]などを参照。

なお、『雜阿毘曇心論』などで「不退」と漢訳される言葉は、上記の AKBh サンスクリット本を参照すると、aparihāṇi（減損しないこと、毀損しないこと）が相当する。櫻部 [1972] が指摘するように、大乗仏典で重視される「不退転」(anivartiyā, avivartiyā, avinivartya, avaivartika etc.) とは原語が異なり、意味も異なることは注意を要する。

(14) 「界地」とは『大毘婆沙論』(T. No. 1545, 27.860aff) や AKV (p. 538) などの記述を参照にすれば、欲界・色界・無色界の三界および四禪定地（四靜慮地）を指すと考えられる。

(15) 「彼修行者於此正方便成就頂善根，增進生諦順忍，緣四諦行十六行。(中略) 忍者於四聖諦堪忍欲樂，煩頂亦堪忍者不然。忍不退故，違惡趣故，近聖道故，是故說諦順忍，非煩頂。(中略)

若觀陰無常等善根，名煩法。觀三寶功德，名頂法。觀察聖諦，名忍法。觀苦聖諦次第聖道名世間第一法。

彼得煩法已，若退捨，若命終捨，若度界地捨。亦起無間業，斷善根，生惡趣中，緣此福故要得涅槃。頂法退亦如是，唯除斷善根。忍則不退，有命終捨及度界地捨，不作無間業，不斷善根，不墮惡趣。以忍大力故。如獫子王群獸遠避，忍力如是，一切惡心非數滅。亦如大王之所住處，人天惡行心皆柔軟】

(T. No. 1552, 28.909c18-910a12)

(16) ただし、『阿毘曇心論』の対応箇所ではかなり簡潔な説明となっていて、そこに「諦順忍」という語は見出せない。けれども、その少し後の部分 (T. 28.861c9) に「忍」を「諦順忍」とする説が確認できる。

(17) 「此中上座達越百千諸瑜伽師，…謂瑜伽師“於四諦境，先以世智如理觀察，次引生忍，欲慧觀見，此忍增進，作無間緣，親能引生正性決定，引起聖道。光明相故，此忍現前。如後聖道，於四諦境忍可欲樂，簡詣，觀察，推度，分明，如隔輕紗光中觀像，此位名入正性決定。後於四諦以妙決択無動智見名為預流。佛說涅槃名為正性，此能定趣得決定，故前名入正性決定，即能入位名諦順忍。此忍非在世第一前。彼謂佛說五取蘊已。”」

(T. No. 1562, 29.684a24-b6)

(18) 「不安住奉行教心」は他の漢訳典籍に同じ字句を見出せず、やや難解だが、試みに「落ち着いて教えの真髓を奉り行うことをしない」と訳し出する。なお、玄奘の訳出典籍には「(不) 住奉教心」という言葉の用例がいくつか見られ、ほぼこの箇所と同じ文脈で用いられる。ちなみに、旧訳では「不為知解」(理解することをしない) とする。

(19) 「有余師說：若契經中顯了說者，尊者於此彰顯而說，忍於經中不顯了說。是故於此覆相說之。問：豈不經中顯了說忍？如世尊說：若有一類成就六法，於現法中必不能得遠塵離垢於諸法中生淨法眼。云何六法？一不樂聞法，二雖聞說法而不囁

耳，三雖囑耳聽而不安住奉行教心，四於未証善法，不勤求証，五於已証善法不勤守護，六不成就順忍。應知白品與此相違。忍於此經既彰顯說，尊者何故覆相說耶？彼作是言：“經中雖說‘順忍’而不說‘順諦忍’，故非顯說。”問：順忍、順諦忍有何差別？義無異故。應知前說為善」

(T. No. 1545, 27.23c29–24a12 = T. No. 1546, 28.17a25–b5)

- (20) 「現觀辺」に関しては渡邊〔1929〕の脚注および櫻部・加治〔1996〕の頭注を参考に訳出した。この場合の「辺」は「はて、極端=最後」という意で解釈する。
- (21) 「答：教識者如世尊說“苾芻！當知。”謂有苾芻為他宣說：“此是苦聖諦應遍知。此是苦集聖諦應永斷。此是苦滅聖諦應作証。此是趣苦滅道聖諦應修習”是名教識。示導者謂：有苾芻雖能為他宣說“此是苦聖諦應遍知，乃至，此是趣苦滅道聖諦，應修習”，若他聞已不起諦順忍，不得現觀辺世俗智，但名教識自在不名示導。若有苾芻能為他宣說“此是苦聖諦應遍知，乃至，此是趣苦滅道聖諦，應修習”亦能令他聞已起諦順忍，得現觀辺世俗智，名教識自在亦名示導」(T. No. 1536, 26.390a1–14)
- (22) 「苦現觀辺」については櫻部・加治〔1996〕の頭注を参照し解釈する。ここでの「辺」は「その付近、近く」の意であり、『大毘婆沙論』の所説にもとづく解釈である。
- (23) 「若起增上慢「我見苦是苦，或見集是集」，此何所緣？」答：如有一類，親近善士，聽聞正法，如理作意。由此因緣，得諦順忍，苦現觀边者於苦忍樂，顯了是苦。集現觀边者於集忍樂，顯了是集。(中略)「若起增上慢「我見滅是滅，或見道是道」，此何所緣？」答：如有一類，親近善士，聽聞正法，如理作意。由此因緣，得諦順忍，滅現觀边者於滅忍樂顯了是滅。道現觀边者於道忍樂顯了是道。」
- (T. No. 1544, 26.927c22–928a5 = 『八犍度論』 T. No. 1543, 26.782c20–783a3)
- また、『大毘婆沙論』(T. No. 1545, 27.223b12ff = T. No. 1546, 28.171c29ff)において、上記箇所が注釈される。
- (24) 「四預流支」については兵藤〔1990〕参照。「四預流支」は『集異門論』(T. No. 1536, 26.393a11ff) や『法蘊論』『預流支品第二』(T. No. 1537, 26.458b24ff) などで詳しく述べられる。